

# 税務・財務情報 第1907号

## 所得拡大促進税制の活用 ～中小企業を対象として～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 所得拡大促進税制の活用

## ～中小企業を対象として～

### 1 はじめに

所得拡大促進税制とは、従業員の給与を一定割合以上増加させるなどの要件を満たすことによって、その増加額の一部を法人税（個人事業主の場合は所得税）から控除できる制度です。この制度は、個人所得の拡大を図る目的で賃上げを促進する企業を税制面から支援するために平成25年度税制改正により創設されました。平成30年度税制改正で適用期間が延長され、平成33年（令和3年）3月31日までに開始する事業年度まで延長されることになりました。平成30年度税制改正前の適用要件は非常に煩雑な内容で、その適用可否を判断するのに難しい制度となっていました。改正後の要件は簡素化されて以前に比べると活用しやすくなっています。

所得拡大促進税制は税額控除であり、法人税（個人事業主であれば所得税）を直接減額でき効果も大きいと考えられるので、今回は中小企業における所得拡大促進税制について紹介します。

### 2 所得拡大促進税制の概要

青色申告法人である中小企業者等が平成30年4月1日から平成33年（令和3年）3月31日までの間に開始する各業年度において、給与増加額に対して税額控除を受けることができます。控除額は2種類あり、通常の場合とより厳しい要件を満たすことで上乗せができる場合があります。

#### (1) 通常

①給与総額（※1）が前年より増加していること、②継続雇用者給与支給額（※2）が前年度比で1.5%以上増加していること

⇒給与総額の前年度からの増加額の15%を税額控除できます。

#### (2) 上乗せ

①給与総額が前年より増加していること、②継続雇用者給与支給額が前年度比で2.5%以上増加し、かつ、一定の要件を満たしていること

＜一定の要件＞

次のいずれかの要件を満たしていること。

(イ) 教育訓練費の金額が前年度比で10%以上増加していること。

(ロ) 適用する事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がなされたこと。

⇒給与総額の前年度からの増加額の25%を税額控除できます。

ただし、いずれの控除についても限度額が定められており、法人税額の20%が上限となっています。

※1 給与総額（雇用者給与等支給額）

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員及び役員の特典関係者に支払った給与等は除く。）

※2 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額

### 3 具体的な計算例（通常の場合）

(1) 適用要件について

以下の①及び②の要件を満たすことにより適用することができます。

**<要件①> 給与総額（雇用者給与等支給額）が前事業年度を上回っていること**

給与総額（雇用者給与等支給額）が、前年度の雇用者給与等支給額と比較して増えていることを確認します。

<例>

事業年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
雇用者給与等支給額	2,200 万円	3,200 万円	3,100 万円	3,150 万円
適用可否	—	○	×	○

**<要件②> 継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 1.5%以上増加していること**

継続雇用者給与等支給額が前年度の継続雇用者給与等支給額と比較して 1.5%以上増えていることを確認します。

<例>

事業年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
継続雇用者給与等支給額	400 万円	420 万円	405 万円	410 万円
増減割合	—	+5%	—約 3.6%	+約 1.2%
適用可否	—	○	×	×

以上、①、②の要件の両方を満たした場合、15%の税額控除を受けることができます。

上記の例では、平成 30 年度は要件①、②をともに満たしているため適用になります。しかしながら、平成 31 年度は両方を満たしていないため、平成 32 年度（令和 2 年度）は要件②を満たしていないためそれぞれ適用できません。

## （2）税額控除の計算について（通常の場合）

上記（1）の平成 30 年度を例にして計算してみると税額控除の金額は以下の通りになります。

### ①給与総額の増加額

1,000 万円（3,200 万円－2,200 万円 平成 30 年度の増加額）

### ②法人税の控除額

1,000 万円×15%=150 万円

### ③限度額の計算

（イ）法人税額が 1,000 万円の場合

1,000 万円×20%=200 万円

②≤200 万円 従って、税額控除額は 150 万円

（ロ）法人税額が 500 万円の場合

500 万円×20%=100 万円

②>100 万円 従って、税額控除額は 100 万円

## 4 最後に

ここまで所得拡大促進税制の概要について説明させていただきました。

平成 30 年度改正により適用要件の簡素化が図られていますが、適用要件を満たしているかの判断は複雑です。ネックとなるのが給与金額が前年度比を上回っていることを算定することです。単純に全従業員が対象になるわけではないので、該当者をピックアップしなければならず、決算や申告業務のタイミングで実施しようと考えても事務作業が間に合わない可能性も考えられます。

税金の控除額が大きくなる点や、最初の申告で適用しなければ申告後に適用することができない制度であるため、事前に適用の可否について慎重に判断し、準備しておくことが必要になります。

不明点がございましたら、弊社担当者までご連絡ください。